

第29号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	2
2 改正内容	2
3 附属機関の概要	3～8
4 新旧対照表	9
【参考】	
地方自治法（抜粋）	10

総務部
企画政策部
経済産業部
令和7年2月

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を廃止し、及び設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の廃止

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。	廃止	令和7年6月4日

(2) 附属機関の設置

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎市中央卸売市場あり方検討委員会	長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項の調査審議に関すること。	設置	令和7年8月1日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

ア 廃止理由

本審議会は、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査、審議にあたり、産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業、市民の幅広い意見を反映させるために設置したものである。

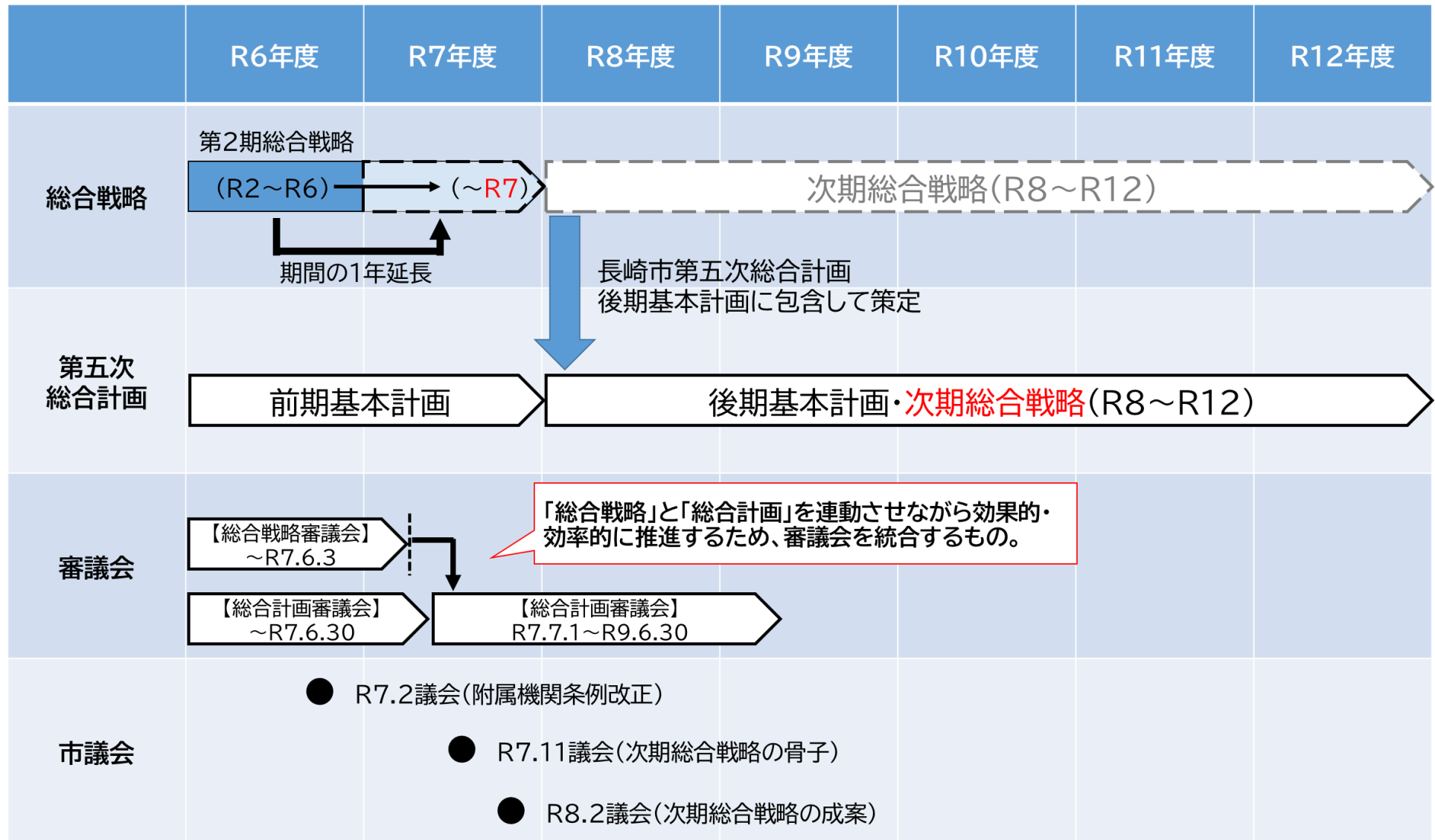
今回、令和8年度を始期とする長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定に合わせて、次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、双方を連動させながら効果的に施策を推進していきたいため、それぞれの附属機関である「長崎市総合計画審議会」と「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を統合（長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止）する。

イ 開催実績

平成27年8月から計60回の会議を開催

開催年度	開催回数	備考
平成27年度	11回	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
平成28年度	6回	前年度事業の評価及び報告書の作成
平成29年度	8回	前年度事業の評価及び報告書の作成
平成30年度	4回	前年度事業の評価及び報告書の作成
令和元年度	12回	第1期総合戦略の評価及び報告書の作成、第2期総合戦略の策定
令和2年度	4回	前年度事業の評価及び報告書の作成
令和3年度	4回	前年度事業の評価及び報告書の作成、総合戦略の改訂に係る審議
令和4年度	2回	前年度事業の評価及び報告書の作成
令和5年度	4回	前年度事業の評価及び報告書の作成
令和6年度（R7.2時点）	5回	第2期総合戦略の評価及び報告書の作成、次期総合戦略の策定に係る審議

ウ 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」及び「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の統合のイメージについて



エ (参考) 委員構成について

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 (20 人以内)		※長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則から抜粋
(1) 産業関係団体を代表する者	(6) 報道関係団体を代表する者	
(2) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者	(7) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者	
(3) 学識経験のある者	(8) 不動産関係団体を代表する者	
(4) 金融機関を代表する者	(9) 市民	
(5) 労働関係団体を代表する者		

長崎市総合計画審議会 (45 人以内)		※長崎市総合計画審議会規則から抜粋
(1) <u>労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者</u>	(14) <u>労働関係団体を代表する者</u>	
(2) <u>農業関係団体を代表する者</u>	(15) <u>消費者関係団体を代表する者</u>	
(3) <u>水産業関係団体を代表する者</u>	(16) <u>金融関係団体を代表する者</u>	
(4) <u>商工業関係団体を代表する者</u>	(17) <u>防災関係団体を代表する者</u>	
(5) <u>観光関係団体を代表する者</u>	(18) <u>防犯関係団体を代表する者</u>	
(6) 交通・輸送関係団体を代表する者	(19) 環境関係団体を代表する者	
(7) 医療・保健関係団体を代表する者	(20) 平和関係団体を代表する者	
(8) 福祉・介護関係団体を代表する者	(21) 人権啓発関係団体を代表する者	
(9) 地域活動団体を代表する者	(22) 国際交流関係団体を代表する者	
(10) 教育関係団体を代表する者	(23) <u>情報発信関係団体を代表する者</u>	
(11) 芸術・文化関係団体を代表する者	(24) <u>学識経験のある者</u>	
(12) スポーツ関係団体を代表する者	(25) 移住者	
(13) <u>子ども・青少年育成関係団体を代表する者</u>	(26) 市民	

※下線は「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を組織する者と同等の視点等を持っている者

(2) 長崎市中央卸売市場あり方検討委員会

ア 設置理由

中央卸売市場は、青果物の安定供給と広域流通を目指し、昭和 50 年 7 月 1 日に開設し令和 7 年 7 月で開設から 50 年目を迎えるが、開設当初からの施設の老朽化や設備機能の陳腐化が見られ問題となりつつある。

公共施設マネジメント計画においては、本市場は、長期使用施設に位置付けており、使用目標を建設（開設）から 65 年間となる 2040 年までの期間としていることから、令和 5 年度に施設使用の残余期間を見据える中で、中長期的視点での将来的な計画が必要であるため施設再整備のロードマップを策定したところである。

また、本市場を取り巻く環境においても、人口減少や市場外流通の多様化で市場の取扱高は年々減少しており、更には、物流の 2024 年問題による輸送コストの増加や市場間の青果物の獲得競争が表面化してきている。

将来的な中央卸売市場施設の再整備検討にあたり、本市場が抱える課題や、今後、求められる機能、役割、規模等の調査審議及び施設整備の必要性も含めた将来展望について包括的な議論を行うため、長崎市中央卸売市場あり方検討委員会を設置するもの。

イ 審議内容

中央卸売市場が直面する施設上及び経営上の課題の精査及び分析を行うとともに、本市場の将来のあり方について審議する。



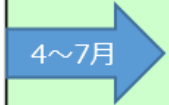
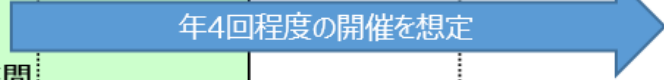



ウ 開催予定回数

令和 7 年度 4 回開催予定

エ 委員構成（予定）

17 人以内（学識経験者、関係行政機関の代表者、市場関係者、農業関係団体の代表者、大規模店舗の代表者、公募市民等）

オ スケジュール（予定）

	R6年度	R7年度		R8年度		R9年度	備考
	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
附属機関に関する 条例改正等		 2月市議会：条例改正 4月：規則制定	 R7年8月1日 設置				
委員選任手続 (就任依頼・市民 公募等)		 4～7月					
あり方 検討委員会			 年4回程度の開催を想定			 答申	
あり方・方針等			諮問			 将来のあり方・  決定 方針(案)策定	*10年度以降は、 将来のあり方・ 方針を基に取組 を進める

長崎市中央卸売市場の再整備に係るロードマップ（現想定）

取組項目	2023年度 【令和5年度】 1年目	2024年度 【令和6年度】 2年目	2025年度 【令和7年度】 3年目	2026年度 【令和8年度】 4年目	2027年度 【令和9年度】 5年目	2028年度 【令和10年度】 6年目	2029年度 【令和11年度】 7年目	2030年度 【令和12年度】 8年目	2031年度 【令和13年度】 9年目	2032年度 【令和14年度】 10年目	2033年度 【令和15年度】 11年目	2034年度 【令和16年度】 12年目	2035年度 【令和17年度】 13年目	2036～2040年度 【令和18～22年度】 14～18年目
① 市場再整備に向けた調査・研究 ・他都市の整備状況を照会 ・建て替えのロードマップ策定 ・PPP手法検討に必要な情報の収集	●調査研究 ・他市場再整備状況調査 ・ロードマップ（案）策定													
② 再整備に係る整備手法等の庁内での検討（PFI等事業推進委員会含む） ・PPP手法の優先的検討・選択 ・PFI等事業推進委員会の検討結果の検証【検討項目①定性評価、②定量評価】 ・基本構想、基本計画の素案づくり			●関係部局との調整等 ・あり方検討委員会の資料作成 ・基本構想・基本計画の素案づくり ・関係部局との調整 など		← PFI等事業推進委員会との調整協議									
③ 中央卸売市場のあり方検討委員会 ・目指すべき市場の姿 ・運営方法、市場の活性化への取組 ・市場再整備の方針 ・基本構想、基本計画への意見徴取 など		●審議会設置意思決定（委員選出含む） ・審議会条例の別表改正 ・関係経費予算化 など	●検討委員会での審議 ・審議会設置 ・委員委員 ・検討委員会開催 ・関係経費予算化 など	●審議結果取りまとめ など	●審議結果取りまとめ など									
④ サウンディング型市場調査 ・PPP/PFIの簡易の可能性調査			●市場調査 ・関係経費予算化	●市場調査 ・サウンディング型市場調査	← PPP/PFIの簡易の可能性調査									
⑤ 市場のあり方等の方針決定 ・市場のあり方、事業手法等の方針決定					★市場のあり方の方針決定			★事業手法の最終決定						
⑥ 市場再整備の基本構想・基本計画の策定 ・再整備でのプロセス毎の基本事項の取り纏め ・施設規模、施設内容、事業費等の設計と併 ・複合させる施設計画（想定） ・パブリックコメント実施				●策定案の事前準備調査内容（仕様）検討 ・関係経費予算化		●基本構想・基本計画の策定 【公募型プロポーザル】 （PFI導入可能性調査を含む） ※パブリックコメント実施								
【PPP/PFI手法のケース】							●アドバイザー契約等の予算化	●要求水準書作成等アドバイザー業務委託【公募型プロポーザル】 ・実施方針（案）の策定 ・募集要項（案）及び事業者選定基準（案）の策定	●PFI事業者公募				●基本・実施設計事業者（PFI事業者）	●建設工事（PFI事業者）【工事期間は未定】
【従来手法のケース】							●外部委員報酬等の予算化 ・委員の選出など	●PFI等審査会 実施方針（案）の審議 募集要項（案）、事業者選定基準（案）の審議				●実施設計業務委託 ・提案審査 ・事業者選定		
							●基本設計業務 ・基本設計関係の予算化	●基本設計業務 ・工事工程の検討、平面図、立面図、鳥瞰図など	●実施設計業務委託 ・実施設計関係の予算化				●建設工事【工事期間は未定】	

4 新旧対照表

赤文字：令和7年6月4日に施行する内容 青文字：令和7年8月1日に施行する内容

現行	改正（案）令和7年6月4日	改正（案）令和7年8月1日																																				
長崎市附属機関に関する条例	長崎市附属機関に関する条例	長崎市附属機関に関する条例																																				
第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）	第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）	第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会</td> <td>本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	市長	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。	教育委員会	(略)	(略)	上下水道事業管理者	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会</td> <td>本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	市長	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。	教育委員会	(略)	(略)	上下水道事業管理者	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>長崎市中央卸売市場あり方検討委員会</td> <td>長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項の調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	市長	長崎市中央卸売市場あり方検討委員会	長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項の調査審議に関すること。	教育委員会	(略)	(略)	上下水道事業管理者	(略)	(略)
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務																																				
市長	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。																																				
教育委員会	(略)	(略)																																				
上下水道事業管理者	(略)	(略)																																				
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務																																				
市長	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。																																				
教育委員会	(略)	(略)																																				
上下水道事業管理者	(略)	(略)																																				
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務																																				
市長	長崎市中央卸売市場あり方検討委員会	長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項の調査審議に関すること。																																				
教育委員会	(略)	(略)																																				
上下水道事業管理者	(略)	(略)																																				
別表第2（第2条関係） (略)	別表第2（第2条関係） (略)	別表第2（第2条関係） (略)																																				

【参考】

地方自治法（抜粋）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。